

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1		「生コンクリート」や「碎石」等の事務所公表単価があれば、それを準用すればよいのですが、今回はないようで、NEXCO登録単価にない単価は「物価版」等の「市販単価」を使用することになりますが、単価地区に「牛久」ではなく、近隣ですと「土浦」か「取手」になります。どちらの単価地区を使用するのかご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。
2	下部工図面358/381	P18橋脚数量表では、「鋼矢板引抜き(継手無)」は「93枚」と記載されていますが、詳細設計資料の仮土留工数量集計表では、「37枚」と記載されています。どちらが正しいのか、ご教示願います。	鋼矢板引抜き(継手無)の枚数については、下部工図面358/381に記載の数量表を正としてお考えください。
3	下部工図面371/381	P40橋脚数量表では、「鋼矢板打込み(継手有)」「鋼矢板引抜き(継手有)」共に「継手1箇所」「7枚」と記載されており、さらに「補強板継手部」の合計が「114kg」と記載されていますが、詳細設計の仮土留工数量集計表では、「補強板継手部」も「継手箇所数」も空欄になっております。継手はあるのでしょうか？ないのでしょうか？ご教示願います。	下部工図面371/381に記載のとおり、継手は必要なものとしてお考えください。
4	下部工図面372/381	P41橋脚数量表では、「補強板継手部」が「33枚」と記載されていますが、詳細設計の仮土留工数量集計表では、「継手箇所数」空欄になっております。継手はあるのでしょうか？ないのでしょうか？ご教示願います。	下部工図面372/381に記載のとおり、継手は必要なものとしてお考えください。

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
5	下部工図面379/381 割掛対象表参考内訳書	P50橋脚は、掘削深が5mを超えるため、積算基準通りならば、H>5mの掘削は「クラムシェル仕様」になるはずです。詳細設計資料の各脚の個別の数量計算書では、H>5mの掘削土量は区分され計上されていますが、全橋脚分の数量総括表では、深さによる区分はなくなっています。さらに通常、クラムシェル掘削が計上されるならば、割掛対象表参考内訳書の「工事用機械分解組立費」に「クラムシェル」も計上されるはずですが、未計上となっております。「5m以深の掘削」について、基準通りの「クラムシェル仕様」でなく、「バックホウ仕様」で計上するのでしょうか？ご教示願います。	掘削方法については、貴社の施工計画に基づきお考えください。 なお、割掛対象表参考内訳書に誤りがありましたので、訂正公告を行います。
6	付帯工図面5/108	P36～P38調整池仮設構台詳細図(その3)の仮設構台数量表には、記載されていませんが、詳細設計 仮設構台工総括表には「土工掘削761.4m ³ 」「主桁土工 掘削17.2m ³ 」という掘削数量が計上されています。この掘削土量はどこかで計上されているのでしょうか？計上されていないとしたら、なぜ計上されていないのでしょうか？今後、追加計上される際は、土質も含めて、仮置場への運搬なのか、はねつけなのか、積算条件も含めて、ご教示の方よろしくお願ひします。	仮設構台工における掘削土について、正しくは778.6m ³ が仮設構台工 基礎工Aに含まれることとなります。また、掘削土は窟穴ストックヤードへ運搬することとなります。 なお、上記については、訂正公告を行います。
7	付帯工図面18、19/108	構造物取壊し工詳細図(1)、(2)の「Ds-PuL-3.00-2.10取壊し」、「コンクリート舗装取壊し」において、「コンクリートカッター」とび「カッターア」が計上されていますが、積算基準にある「切断工(コンクリートカッター)」は『アスファルト舗装版』対象で『コンクリート』には適用できません。NEXCO積算基準外で積算されていると考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
8	付帯工図面32/108	構造部撤去工詳細図(1)Ds-PuL(KUS)-0.30-0.30撤去において、数量表では、PuLと掘削のみしか記載されておりませんが、詳細設計の構造物撤去計算書では、この側溝の蓋である「PCV(KUS)-0.30」の撤去も計上されております。この蓋について、計上するのでしょうか？しないのでしょうか？ご教示願います。	設計図書に記載のとおり、蓋の撤去は不要となります。
9	付帯工図面32/108	構造物撤去工詳細図(1)門扉撤去の数量集計表には、「門扉の基礎コンクリート」に関する記載がございませんが、詳細設計の付帯工数量計算書の構造物撤去工単位数量計算書の門扉撤去には、「コンクリート取壊し(無筋)」として数量が計上されています。 この「基礎コンクリート」は、「このまま、つくばJCT資材置き場に引き渡すのでしょうか？それとも、数量計算書の記載通りに、「取壊してCon殻として処分する」のでしょうか？ご教示願います。	設計図書に記載のとおり、基礎コンクリートはつくばJCT資材置き場にて発注者に引き渡すこととなります。
10	付帯工図面45、50/108	仮設構造物工詳細図(1)、(6)のP(Po-B)- ϕ 0.10(B2)、P(Po-B)- ϕ 0.15(B)、P(Po-B)- ϕ 0.20(B2)、P(Po-B)- ϕ 1.20(B)における「基礎材B」、「裏込め材P」の材料をご教示願います。積算基準では、埋戻し材でなく、裏込め材と記載されている際は、「購入材」となっているので、その「購入材」をご教示願います。「基礎材」についても、P(Po-B)- ϕ 0.10(B1)では、間詰材は「砂」と記載があるように材料名をご教示願います。	基礎材Bについては共通仕様書2-9及び特記仕様書18-1を、裏込め材Pについては土工施工管理要領Ⅱ.3-3を、それぞれご確認ください。

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
11	特記仕様書12頁	<p>18-1.再生資材の使用(1)において、「特-(3)仮設排水工－再生クラッシャーラン－約61m³」という記載がございますが図面に記載がないため、これがどこで使用するものなのか不明です。仮設排水工では、「基礎工」と「裏込め材」というものが記載されていますが、「間詰材」の「砂」のように規格欄に明記されていないため、わかりかねます。この「再生クラッシャーラン」は「基礎工」で使用するものなのか、「裏込め材」で使用するものなのか?「両方」で使用するものなのか、ご教示願います。</p>	<p>共通仕様書2-9および設計図(45/108)に示すとおり、仮排水構造物の基礎材Bとして、再生クラッシャーランを使用予定です。</p>
12	特記仕様書19頁	<p>22-4 基礎杭 22-4-1 場所打ちコンクリート杭(機械掘削)(2)施工2)において、「共通仕様書7-2-4(1)6)に規定する残土処理は、本特記仕様書6-1仮置場に運搬、敷均しするものとする」と記載がございます。共通仕様書7-2-4(1)6)には、「掘削に伴い発生した残土の処理方法は、特記仕様書によるものとする」としか、記載がなく、設計図面には、特段の掘削に関する数量集計表はございません。数量計算書の数量総括表(3)場所打ちコンクリート杭(全周回転式オールケーシング工法)には、「土量」として、「掘削土量」「埋戻し土量」「残土量」の数量が計上されていますが、 ●特記仕様書、図面においての記載が全くありませんが、数量計算書にある「埋戻」も計上するのでしょうか? ●「埋戻」を計上する場合、構造物掘削同様に、「掘削した残土は一度全て、仮置場にもっていき、埋戻の際、仮置場で積込み、再度現場に運搬し、埋戻す」のか、「埋戻分の残土は、現場ではねつけしておいて、余剰土のみ仮置場に運搬して、そして、埋戻し時は、はねつけした現場の残土で埋戻す」のでしょうか? ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書22-4-1に記載されている「残土処理」は、「掘削、埋戻し後の残土処理」としてお考えください。 埋戻しに使用する土砂の取扱いは、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
13	特記仕様書20頁	22-6-2 構造物等取壊し工(1)種別において、「構造物等取壊しコンクリート舗装版取壊し(TypeA)」の摘要欄に『大型ブレーカー(カッター含む)』と記載がありますが、積算基準では、「舗装厚15cm以下」はバックホウのみの施工で、大型ブレーカーの使用は認められておりません。積算基準とは異なっていますが、特記仕様書通り、「大型ブレーカー使用」で積算するのでしょうか？ご教示願います。	特記仕様書2-6-2に示すコンクリート舗装版取壊し(TypeA)の摘要欄について、正しくは「バックホウ」となります。なお、上記については、訂正公告を行います。
14	特記仕様書21頁 付帯工図面20～31/108	22-8 基盤整備工(2)種別 区分内容2)において「2)掘削箇所における積込、瑞穴ストックヤードへの運搬・敷均し」と記載がございます。付帯工図面の構造物撤去工平面図(1)～(12)の右下に小さく「※掘削による発生土は、はねつけとする」と記載されております。この平面図には、「基盤整備工A」に該当する「堤体盛土撤去」や「築堤盛土撤去」も含まれているため、特記の内容と矛盾します。この図面右下に記載のある「掘削による発生土」はこの「堤体盛土撤去」及び「築堤盛土撤去」以外の掘削土がこれに該当し、はねつけの対象となるということでしょうか？ご教示願います。	そのとおりお考えください。
15	特記仕様書26頁	22-13仮設構台工(2)種別において、仮設構台工 基礎工Aの摘要欄に「電動バイブルハンマ工法ウォータージェット併用」という記載がございます。NEXCO積算基準で「打込長≤25m」となってますが、構台杭の全ての打込み長は25mを超えていました。基準に則らず積算するということでしょうか？ご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。

質問書に対する回答

件名)首都圏中央連絡自動車道 牛久高架橋(下部工)工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
16	特記仕様書29頁	23-7材料調達に伴う変更23-7-1対象となる資材等において、「本工事の、「骨材」、「仮設材(鋼材)」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが……」と記載されておりますが、以下といわれる表には、「仮設材(鋼材)」のみしか記載されておりません。「骨材」の記載はございませんが、後ほど、「骨材」の単価が公表されるのでしょうか？それとも、ここに「骨材」と書かれているのは、誤記ということでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書23-7-1対象となる資材等は、表に記載の仮設材(鋼材)のみとなります。 また、「骨材」の単価の公表はありません。
17	割掛対象表参考内訳書	【共通仮設費】監督員詰所費において、「借地料」及び「造成費」は発生するのでしょうか？発生するなら、その費用をご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。
18	割掛対象表参考内訳書	【仮設工事費】足場工費において、各足場の「1現揚当り使用回数」をご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、お考えください。
19	割掛け対象表参考内訳書	【雑工事費】コンクリート寒中養生費において、数量内訳(参考)に防水シート2,345m ² で、打設回数47回と記載がございます。ここでいう「防水シート」の「2,345m ² 」は寒中養生費全体のシート必要面積なのか？それとも $2,345\text{m}^2 \div 47\text{回} = 50\text{m}^2/\text{回}$ がシート必要面積なのか、はっきりしません。具体的にどちらなのか、ご教示願います。	防水シート2,345m ² は、寒中養生費全体のシート必要面積としてお考えください。